

年 月 日

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

（ 病院・診療所・助産所 ） 廃止届

（病院・診療所・助産所）を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院、診療所又は 助産所の名称	(フリガナ)		
2 開設場所	〒		
	TEL		FAX
3 廃止年月日	年 月 日		
4 廃止の理由			

(注意)

○医療法（抜粋）

第9条 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を廃止したときは、10日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

○医師法（抜粋）

第24条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。